

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	自立支援医療（精神通院医療）給付申請者ファイル	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康局大阪市こころの健康センター、北区役所福祉課、都島区保健福祉課、福島区保健福祉課、此花区保健福祉課、中央区保健福祉課、西区保健福祉課、港区保健福祉課、大正区保健福祉課、天王寺区保健福祉課、浪速区保健福祉課、西淀川区保健福祉課、淀川区保健福祉課、東淀川区保健福祉課、東成区保健福祉課、生野区保健福祉課、旭区保健福祉課、城東区保健福祉課、鶴見区保健福祉課、阿倍野区保健福祉課、住之江区保健福祉課、住吉区保健福祉課、東住吉区保健福祉課、平野区保健福祉課、西成区保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	自立支援医療（精神通院医療）給付事務のために利用する	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 年齢、5 性別、6 住民区分、7 生保区分、8 保険種類、9 保険者名、10 被保険者証記号、11 被保険者証番号、12 公費負担者番号、13 公費受給者番号、14 主たる障がい、15 従たる障がい、16 医療機関	
記録範囲	自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人から提出された自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請書及び添付書類	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務局行政部行政課 (情報公開グループ)	
	(所在地) 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	1、2、7、8、9、10、11、14、15、16の各記録項目については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日 法律第123号）第56条2項に基づき変更できる。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	

備 考

-